

## □豪雨災害に伴う緊急消防援助隊の 活動状況と課題について

### 消防庁震災等応急室

#### 第1 活動状況

緊急消防援助隊は、昨年6月に消防組織法を改正、本年4月1日から法律上の位置付けを明確化し新たに発足したところで、現在、全国812消防本部から2,821の部隊が登録されています。

本年7月の豪雨災害では、法制化以来初めて緊急消防援助隊が出動しましたが、派遣規模、救出人員とも過去最大となり、消防庁としては緊急消防援助隊の設立目的、任務を十分に果たしたものと認識しています。

7月13日からの新潟・福島豪雨災害では、新潟県に宮城県、山形県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県の1都11県から緊急消防援助隊が出動し、延べ171隊、693名（うち航空隊9隊、71名）が3日間の活動に従事し、住宅等に孤立した住民を救命ボート及びヘリコプターにより、三条市で1,652名、見附市106名、中之島町97名の総数1,855名（うちヘリコプターによる救出92名）を救助しました。

続く18日の福井豪雨災害には神奈川県、富山県、石川県、長野県、愛知県、滋賀県、

京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県の2府10県から159隊、679名（うち航空隊9隊、60名）が2日間にわたり活動を行い、新潟・福島豪雨同様に住宅等に孤立した住民を救命ボート及びヘリコプターにより、福井市266名、鯖江市45名及び美山町77名の総数388名（うちヘリコプターによる救出187名）を救助しました（別表参照）。

今回の出動は水害対応という過去に例をみない出動事例であり、特に新潟・福島豪雨は出動の要請時刻が夜間であったこと、また福井豪雨は休日であったことにより各都道府県、各消防本部ともに早急な部隊編成等に苦心したことと思います。

しかし、出動した隊は被災地に迅速に赴き、遠方からの到着、不慣れた地域での活動にもかかわらず、各都道府県隊一丸となって救出活動にあたったことは被災地の住民に大きな安心感を与えるとともに、被災地消防本部にも心強い応援となり、感謝の声が多く寄せられています。

別表 平成16年7月豪雨における緊急消防援助隊の活動状況

項目	新潟・福島豪雨	福井豪雨
出動隊	1都11県	2府10県
都道府県名	宮城県、山形県、栃木県 群馬県、埼玉県、東京都 神奈川県、富山県、石川県 山梨県、長野県、岐阜県	神奈川県、富山県、石川県 長野県、愛知県、滋賀県 京都府、大阪府、兵庫県 奈良県、鳥取県、島根県
出動部隊数	171隊	159隊
指揮隊	17隊	16隊
救助隊	76隊	69隊
消防隊	4隊	19隊
救急隊	10隊	19隊
後方支援隊	55隊	27隊
航空隊	9機	9機
出動人数	693人	679人
救命ボート隻数	66隻	80隻
救出人数	1,855人	388人
(内 訳)	三条市 1,652人 見附市 106人 中之島町 97人	福井市 266人 鯖江市 45人 美山町 77人



## 第2 新潟及び福井豪雨災害に伴う緊急消防援助隊活動にかかる課題の抽出

緊急消防援助隊は、大規模災害やNBC災害など被災地の消防力のみでは迅速・的確な対応が困難な場合に、国の責任により、全国的観点から応援部隊を派遣することを可

能とした制度であります。今回の出動を教訓に大規模部隊の運用について種々の課題も指摘され、消防庁としても、今後大規模災害に備え各部隊の指揮・連携体制の構築にさらなる検討が必要と判断し、発災直後の8月5日に今回の災害に出動した指揮支援隊長、都府県隊長、航空隊長及び被災県代表消防本部指揮者に集まっていたき、「新潟及び福井豪雨災害にかかる緊急消防援助隊隊長会議」を消防庁危機管理センターにおいて開催しました。

会議において課題として指摘された主な意見は以下のとおりです。

1 災害対策本部及び緊急消防援助隊調整本部に関連して

- ①被災県において、災害対策本部を設置した後、緊急消防援助隊の活動地域の決定、消防、警察、自衛隊等の活動機関相

互の調整等を行い、被災地における活動を効率的に実施できるようにすべきである。

②被災県において、緊急消防援助隊が出動する場合には、早い時点で緊急消防援助隊調整本部を設置すべきである。ここで、県職員及び代表消防本部職員が共同して県内の被災状況を把握するとともに、緊急消防援助隊到着後は、指揮支援部隊長及び消防庁現地派遣職員とともに活動方針等について検討することとする。

③災害対策本部と緊急消防援助隊調整本部の連携が必要であり、災害対策本部において、緊急消防援助隊調整本部の機能が理解されていないと、指揮支援部隊の活動も機能し難い面がある。

## 2 指揮のあり方など部隊運用に関連して

①今回のような多数の都道府県隊が出動した場合のより効果的な連携及び指揮のあり方等についてさらに検討しておく必要がある。

②ヘリの特殊性を尊重しつつ、各航空隊も緊急消防援助隊の一員として指揮命令系統は一本であることを認識しておく必要がある。県防災ヘリについても、緊急消防援助隊の一員であることを再確認しておく必要がある。

③また、陸上の活動とヘリの活動を調整するために、航空隊拠点に指揮支援隊を派遣する等、実効性のある調整及び連絡体制の確保が必要である。

## 3 消防庁への要望

①出動要請した時点で、どこの都道府県隊が出動し、どこの指揮下に入るかなど

について明確な情報を示してほしい。

②被災地の被害状況、消防活動状況など各種情報を広く提供してほしい。

## 4 その他

①今回の災害活動において、被災地側で応援にいった都道府県隊に案内人を配置したり、地図を配布するなどの措置がとられた。これらの対応は非常に有効であり、各都道府県の受援計画のなかにも明記しておく必要がある。また、ヘリ部隊及び陸上部隊への燃料の補給体制についても確保しておく必要がある。

②都道府県を通じた緊急消防援助隊の出動可能隊調査や出動要請等の所要の連絡を、できる限り迅速に行う必要がある。

## 第3 消防庁の対応

消防庁としても上記意見を踏まえ、「緊急消防援助隊の運用について」（8月18日付消防震第55号、震災等応急室長通知）により各都道府県防災主幹部長あて通知するとともに各都道府県内の市町村及び消防本部への徹底をお願いしたところです。

その内容は、次のとおりです。

### 1 受援都道府県の体制

#### (1) 緊急消防援助隊の早期要請

初動時における情報収集体制の強化に努め、被害の甚大性が見込まれる場合には、代表消防機関と協議するとともに、早期に緊急消防援助隊を要請すること。

#### (2) 緊急消防援助隊調整本部の設置

緊急消防援助隊の出動が決定された場合、運用要綱第10条に基づき、直ちに緊急消防援助隊調整本部を設置する

こと。この場合において、被災地が一の市町村であっても被害の状況等から必要がある場合には、都道府県が設置して差し支えないこと。

### (3) 災害対策本部における調整

都道府県及び市町村の災害対策本部においては、緊急消防援助隊が迅速かつ的確に活動し、併せて消防、警察及び自衛隊等による災害救助活動が連携して実施されるよう緊急消防援助隊調整本部との連携・調整に留意すること。

なお、「緊急消防援助隊運用要綱に係る留意点について」（平成 16 年 3 月 26 日付消防震第 20 号、以下「20 号通知」という。）で通知したとおり、緊急消防援助隊調整本部は、市町村災害対策本部又は都道府県災害対策本部等が設置された場合においては、それらの中でその機能を果たすとする事で差し支えないこと。

## 2 受援都道府県代表消防機関の役割

### (1) 緊急消防援助隊の要請時における都道府県との連携

災害規模、被害状況の推移及び都道府県内広域消防応援の状況等から、緊急消防援助隊の派遣が必要と見込まれる場合は、速やかに都道府県と連絡・調整を行うこと。

### (2) 緊急消防援助隊調整本部への職員の派遣

緊急消防援助隊の出動が決定した場合、緊急消防援助隊調整本部に早期に職員を派遣し、派遣された職員は、都道府県職員、消防庁派遣職員及び指揮支援部隊長等と連携し、緊急消防援助隊及び県

内広域消防応援隊の円滑な活動の推進に努めること。

## 3 各都道府県における情報連絡体制の確認

(1) 20 号通知で示したとおり、受援計画の内容を地域防災計画に反映させる等両計画の整合を図るとともに、大規模災害時における迅速な消防の広域応援二を実施するために平常時から連絡体制を確保しておくこと。

(2) 緊急消防援助隊が迅速に出動し得るよう、出動可能隊調査、出動要請等の所要の連絡が、曜日や時間帯にかかわらず速やかに各消防本部に伝達できる体制が確保されているか再点検を行うこと。

## 第 4 おわりに

消防庁としても、緊急消防援助隊がより的確かつ迅速な出動及び活動が行えるような体制の確立及びより効率的な情報提供に向けて努力するとともに、全国図上訓練や複数の都道府県を単位としたブロック別合同訓練等を通じて教育訓練の充実を図ってまいります。各都道府県、各消防本部においても今回の出動を教訓に、緊急消防援助隊の制度に習熟し、より迅速かつ的確な出動及び活動が行える体制の確立を図るようお願いいたします。